

議第88号

京都市地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例
京都市地域水道の管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項前段中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第16条の次に次の 1 条を加える。

(特別給水の料金)

第16条の 2 給水装置によらないで給水を行ったときの料金の額は、次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 使用水量 1 立方メートルまでごとに256円（大原簡易水道にあっては、230円）

(2) 給水のために特に要した費用に相当する額

第17条第 1 項各号列記以外の部分中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市地域水道の管理に関する条例（以下「改

正後の条例」という。) 第12条の規定は、平成26年6月1日(以下「適用日」という。)以後に決定する使用水量に係る料金について適用し、適用日前に決定する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第17条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に承認の申請があった給水装置の新設又は給水管の口径の増径に関する工事(以下「工事」という。)に係る加入者負担金について適用し、施行日前に承認の申請があった工事に係る加入者負担金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。